## 基準４－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目４－２－４　障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

【分析の手順】

・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。

・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準４－１において確認する。

・障害のある学生に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式４－２－４）

| 生活支援の内容 | | 担当する組織名称 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※障害のある学生（受験生等を含む）に対する合理的配慮に関する相談窓口等を含む。

※実績がない場合には、必要があれば対応できる体制が整備されていることを示すこと

・その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式４－２－４）

| 生活支援の内容 | | 担当する組織名称 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※実績がない場合には、必要があれば対応できる体制が整備されていることを示すこと